（令和 3 年 3 月 26 日内部質保証推進会議決定）

# 内部質保証の方針

東京医療保健大学（東京医療保健大学大学院を含む。）（以下「本学」という。）は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

## 1 内部質保証に関する基本方針

(1)　「学修者本位の大学教育の実現」のためには、教学マネジメントが適切に行われるなど、個々の学位プログラム単位で内部質保証が機能していることが求められるとともに、「社会に開かれた質保証の実現」のためにも、社会に対し適切な情報の公表が求められているところである。

これら大学教育に対する社会の声に応えるため、本学では、

① ３つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（ＤＰ）、「教育課程編成・実施の方針」（ＣＰ）、「入学者受け入れ方針」（ＡＰ））に基づいて学位プログラムを編成すること。

② 内部質保証は学位プログラムを基礎として行うこと。

③ 内部質保証による教育研究活動等の不断の見直しを行うこと。

を内部保証に関する基本方針とする。

(2) (1)の基本方針の下、本学では、建学の精神、教育理念・目的及び社会的使命を果たすため、大学ビジョンの実現を踏まえた中期目標・計画等に基づく教育研究活動等を学修者本位の教育を実現する等のため実施するものとする。

内部質保証が機能するため、組織的・継続的及び系統的に自己点検・評価項目並びに方法を設定した上で、自己点検、自己評価等を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に改善・向上に向けた取組みを行うことにより、ＰＤＣＡサイクル等を適切に機能させ、教育研究活動等の質の向上を図り、その結果を公表することにより、本学の教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明する。

なお、本学の内部質保証については、３つの方針（ＤＰ、ＣＰ、ＡＰ）を起点とした教育の質保証と、「東京医療保健大学ビジョン」（以下「大学ビジョン」という。）を実現するための中期目標・計画及びアクションプランを踏まえた、大学全体の活動の質保証の双方について、改善・向上に取り組むものとする。

## 2 内部質保証に関する各組織体制及び権限と役割

(1) 大学経営会議

本学の大学経営に関する重要事項を審議する全学組織であり、大学の内部質保証については、学長からの報告に基づき審議を行う。また、学長が実施する内部質保証に関する改善措置が不十分であると判断した時には、必要に応

じて適切な措置を講じるよう学長に対し指示することがある。

⑵ 内部質保証推進会議【主にＰＤＣＡのＰとＡ】

本学における内部質保証の推進に関する役割と責任を果たす全学的な組織であり、学部・学科・研究科・その他組織（以下「部局」という。）におけるＰＤＣＡサイクルを実効性のあるものとして、運営・支援する組織として、学長を議長とし、副学長（学部長、学科長、研究科長に限る）、大学経営会議室長、事務局長、ＩＲ推進室長を構成員とする「内部質保証推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

この推進会議は、大学全体の内部質保証を総括する役割を担うものとして、内部質保証のための全学的な方針及び手続きを定めた上で、部局における自己点検・評価の結果等に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに更なる改善・向上について審議し、必要に応じ、その改善策等を決定し、推進会議議長である学長に報告する。

学長は、内部質保証システムを有効に機能させるため、部局の長に対し、連絡調整・助言・指示・支援等の必要な措置を講じる。

また、学長は、部局における改善結果等を新たな計画の策定等にフィードバックし、大学全体の教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進する。

⑶ 自己点検・評価委員会【主にＰＤＣＡのＣ】

部局ごとの自己点検・評価を推進するための全学組織として、学長の命を受けた副学長を委員長とし、各部局の自己点検・評価活動担当責任者、大学経営会議室長、事務局長、企画部長、教務部長、学生代表（学友会会長）を構成員とする「自己点検・評価委員会」を置く。

この委員会において、建学の精神及び教育理念・目的及び大学学則、大学院学則に基づく自己点検・評価の実施計画、評価項目及び実施要領等の基本方針の策定や自己点検・評価の組織、運営に関し審議を行うほか、全学的な観点からの評価の実施及び評価の結果に基づき、「点検評価・報告書」を取りまとめ、推進会議議長である学長に報告する。また、各部局の自己点検・評価委員会に対し、報告内容の改善等を指示することができる。

⑷ 外部評価委員会【主にＰＤＣＡのＣとＡ】

本学における自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を確保するとともに、教育研究活動等について広く意見を求めるため、外部の学識経験者等で構成する「外部評価委員会」を置く。

この委員会においては、本学が実施した自己点検・評価活動のほか、教育研究活動等をはじめ、大学の取組全般にわたる課題と思われる事項等について幅広く第三者の立場から評価・検証し、内部質保証の観点から、本学の教育研究活動等の改善・向上に資する提言等を行う。大学は、「外部評価委員会」の提言等に基づき、所要の改善措置を講じる。

(5) 全学委員会【主にＰＤＣＡのＰ】

教務委員会やＦＤ・ＳＤ委員会等の全学委員会は、教育研究活動等の改善・向上等を図るための方針等を定める部局を横断した全学組織であり、内部質保証に関しては、学長からの指示により、自己点検・評価の結果等に基づく部局における改善結果等を、各全学委員会の教育研究活動等に関する企画・立案や事業計画の策定等に適切にフィードバックし、もって大学全体の教育研究活動等の更なる改善・向上に継続的に対応する役割を担う。

(6) 各部局【主にＰＤＣＡのＤとＣ】

教育研究活動等の学位プログラムレベルでの実施組織であり、内部質保証に関しては、毎年度の教育研究活動等の取組状況等について、部局自己点検・評価委員会で点検・評価を実施し、その結果を取りまとめた上で、部局内で共有・周知するとともに、全学自己点検・評価委員会に報告する。各部局の内部質保証の推進に関わる取組について、課題等が生じている場合については、学長の改善指示等に基づき、その改善計画等を策定し、実施結果について推進会議を経て学長に報告する。また、学長及び各全学委員会が策定する方針等に基づき、更なる教育研究活動等の改善・向上を継続的に推進する。

(7) 内部質保証に関する事務は、企画部が担当する。

3 本学における内部質保証システム

① 内部質保証の基盤となるのは部局における自己点検・評価であるから、各部局は、それぞれ部局自己点検・評価委員会が策定する自己点検・評価の実施計画に基づいて、毎年度自己点検・評価を実施しその結果を部局内で共有・周知するとともに、全学自己点検・評価委員会に報告する。

② 全学自己点検・評価委員会は、部局における自己点検・評価の結果を検証し、必要に応じ改善等を指示し、報告させるとともに、全学的な観点から大学運営全般の活動の質に関わる自己点検・評価及び教育の質に関わる自己点検・評価を実施し、自己点検・評価及びそこから得られた改善点等評価の結果を「点検・評価報告書」に取りまとめ、学長に報告する。

③ 学長は、全学自己点検・評価委員会から報告を受けた自己点検・評価の結果等に基づき、推進会議を招集する。

④ 推進会議は、自己点検・評価の結果等に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに、更なる改善・向上について審議し、必要に応じ、その改善策等を策定し、学長に報告する。

⑤ 学長は、推進会議からの報告等を踏まえ、内部質保証システムを有効に機能させるため、部局の長に対し、連絡調整・助言・指示・支援等の必要な措置を講じる。

⑥ 部局の長は、学長から上記⑤の指示等があった事項について、改善計画等

を策定及び実施し、その結果について推進会議を経て学長に報告する。

⑦　学長は内部質保証の状況を大学経営会議に報告する。

⑧　大学経営会議は学長からの報告を受け、学長が講じた改善措置が不十分であると判断したときには、必要に応じ適切な措置を講じるよう、学長に対し指示する。

⑨　学長は、自己点検・評価の結果等、部局における改善結果を各種全学委員会における教育研究活動等に関する企画・立案や事業計画の策定にフィードバックし、教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進する。

⑩　学長は、自己点検・評価等の結果、部局における改善結果その他内部質保証に関する情報を積極的に公表し、社会に説明責任を果たす。

4　本学における諸方針と改善・改革のための行動指針等

(1)　本学では、建学の精神及び教育理念・目的等に基づき、学部・学科、大学院は専攻（分野・領域）を学位プログラムの単位として、教育研究上の目的及び３つの方針（ＤＰ、ＣＰ、ＡＰ）を設定し、行動指針とする。

　また、大学における学修成果の評価・改善の方針（アセスメントプラン）を定め、ＤＰを満たす人材が育成できているか、ＣＰに即した学修が進められているか、の視点で評価・改善を行う。

　このため、教育研究及び学生実態等に関する情報は、学長戦略本部のＩＲ推進室で一元的に管理を行うとともに、必要な指標データを作成・分析し、改善に有効活用する。

(2) 本学は、平成 29 年に「10 年先を展望した本学のあるべき姿」を示すため策定した大学ビジョンの実現やポストコロナ時代に向けた今日的課題解決等のため、令和 4 年度を初年度とする第 3 期中期目標・計画（アクションプラン・財政計画含む）を策定したところであり、各年度計画の取組について部局自己点検・評価委員会を中心に達成状況・進捗管理状況を、KPI 等を用いて客観的に点検し、定期的な検証を行う。

附則　この方針は令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附則　この方針は令和 3 年 11 月 17 日から施行する。

附則　この方針は令和 5 年 1 月 11 日から施行する。

# 本学における内部質保証システム

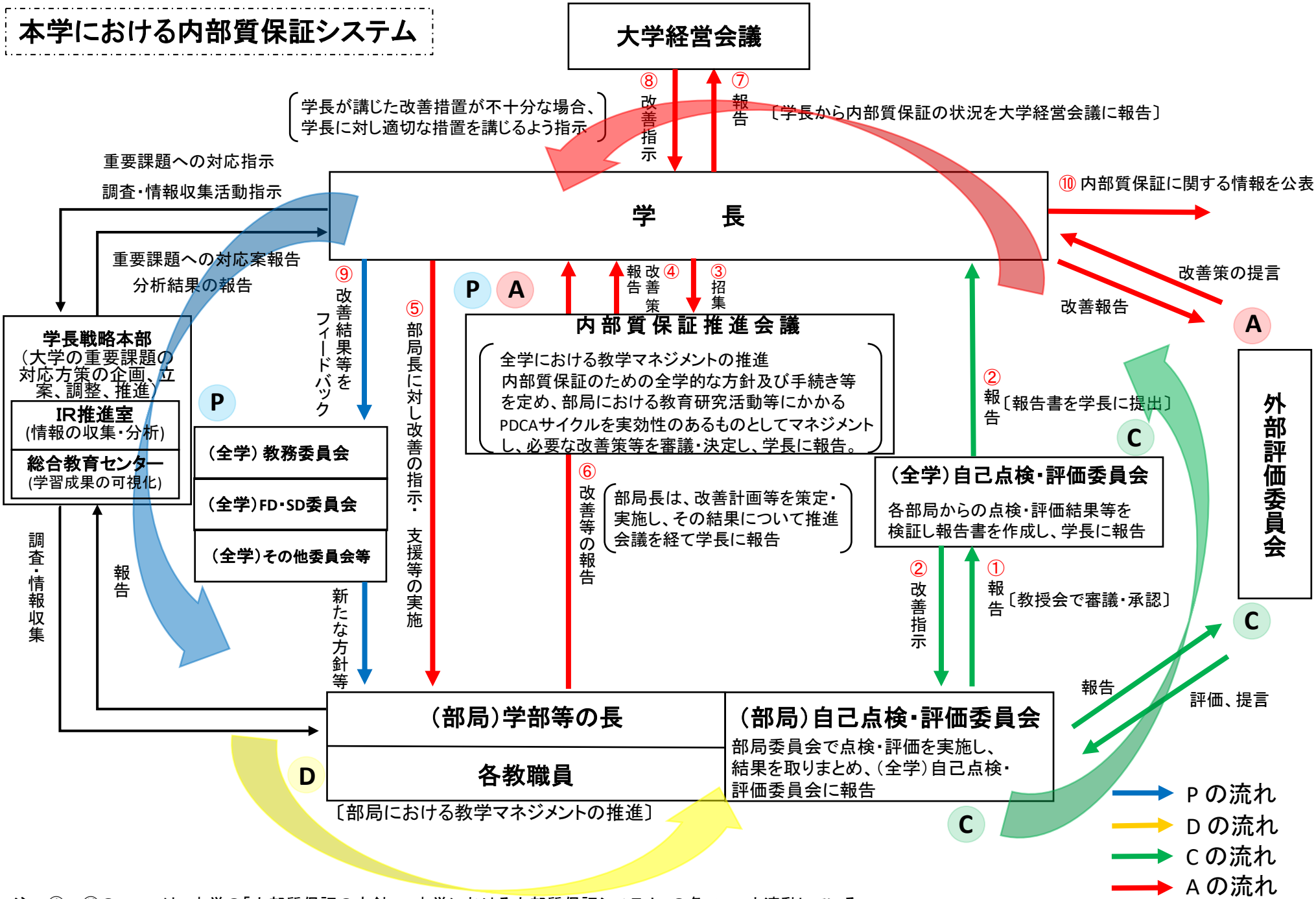


注1：①～⑩のフローは、本学の「内部質保証の方針　3 本学における内部質保証システム」の各フローと連動している。